

公 示

福祉サービス利用援助事業の適正な運営や福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するために設置される運営適正化委員会（社会福祉法第83条）の委員は、都道府県社会福祉協議会の代表者が選考委員会の同意を得て選任（社会福祉法施行令第15条）いたします。

この度、本会では関係者の意見を踏まえ、選考委員会委員の候補者を次のとおり選任いたしましたので、お知らせいたします。

なお、選考委員会委員の選任についてご意見のある方は、下記によりご意見をご提出いただきますようお願い申し上げます。

令和8年8月25日

社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会

会 長 中 島 高 志

記

1. 選考委員会委員候補者

氏 名	選 考 の 理 由	選考区分
高 澤 延 之	群馬県身体障害者福祉団体連合会の常務理事であり、身体障害者福祉について知識・見識を有している。	福祉サービス利用者代表
平 井 敦 子	群馬県老人クラブ連合会の常務理事であり、高齢者福祉について知識・見識を有している。	福祉サービス利用者代表
大 嶋 伸 一	群馬県手をつなぐ育成会の常務理事であり、知的障害者福祉について知識・見識を有している。	福祉サービス利用者代表
小 川 悦 子	群馬県精神障害者家族会連合会の会長であり、精神障害者福祉について知識・見識を有している。	福祉サービス利用者代表
栗 木 信 昌	群馬県社会福祉法人経営者協議会の副会長であり、社会福祉施設経営について知識・見識を有している。	社会福祉事業経営者代表
信 澤 真由美	群馬県老人福祉施設協議会の副会長であり、高齢者福祉、老人福祉施設経営について知識・見識を有している。	社会福祉事業経営者代表
女 屋 広 之	群馬県知的障害者福祉協会の常務理事であり、知的障害者福祉施設経営について知識・見識を有している。	社会福祉事業経営者代表
松 本 典 子	群馬県保育協議会の副会長であり、児童福祉施設経営について知識・見識を有している。	社会福祉事業経営者代表
大 谷 良 成	群馬県民生委員児童委員協議会の会長であり、地域福祉について知識・見識を有している。	公 益 代 表
石 井 純 子	群馬県社会福祉士会の副会長であり、社会福祉について知識・見識を有している。	公 益 代 表
鈴 木 利 定	群馬医療福祉大学の学長であり、社会福祉について知識・見識を有している。	公 益 代 表
小 淵 紀久男	上毛新聞社の取締役であり、社会福祉について知識・見識を有している。	公 益 代 表

2. 委員の任期

2年間（令和8年9月20日～令和10年9月19日）

3. 意見書の提出先

群馬県社会福祉協議会「群馬県福祉サービス運営適正化委員会・選考委員候補意見書」係あてお送りください。

住所：〒371-8525 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター4階

4. 意見書の提出期限

令和8年9月7日（月）17時まで（郵送の場合9月7日消印有効）

5. 本件の公示期間

令和8年8月25日（火）～令和8年9月7日（月） 14日間

6. 本件に関するお問い合わせ先

群馬県社会福祉協議会（群馬県福祉サービス運営適正化委員会事務局）

電話：027-255-6669 FAX：027-255-6173

住所：群馬県新前橋町13-12（群馬県社会福祉総合センター4階）